

決 定 書

1 請 求 人

住所 省略

氏名 省略

2 請 求 年 月 日

令和 8 年 7 月 3 日

3 請 求 の 要 旨

請求事項については、主に以下 2 点であるとして整理する。

ア 浜田市議会事務局職員が、浜田市議会文教厚生委員会の行政視察に際し、委員から正式な委任を受ける前に独断で旅行を手配した上、職員個人のクレジットカードを使用し、立替払いを行ったが、このことは、地方自治法第 232 条の 3（支出負担行為の原則）違反及び同法第 232 条の 5（債権者への支払原則等）の逸脱・形骸化であり、同法第 2 条第 16 項（法令順守義務）に抵触している。

また、こうした行為は、一職員による逸脱行為にとどまらず、浜田市議会事務局さらには浜田市全体において、公金で賄われる旅費や物品購入等の経費について、正規の支出・委任手続きを経ず職員が個人のクレジットカード等を用いて便宜的に立替払いを行い、後から書類のつじつまを合わせて精算するという不適切な会計処理が「暗黙のルール」として常態化している強い疑いがある。

そのため、議会事務局及び市長部局において、過去の行政視察の手配や物品調達等に際し、職員個人のクレジットカード等を利用した公費の立替払いや決済が常態化していなかったか運用実態を網羅的に調査するとともに、調査の結果職員による個人のクレジットカードでの決済によるポイント取得等の不当利得が確認された場合は、市への返還を求めるなど適切な措置を講ずるよう勧告することを求める。

イ 今後、市全体における旅費精算や物品調達の事務処理にお

いて、事後のつじつま合わせを許さない適正な決裁・委任手続きの徹底と、公私混同を招く「職員個人のクレジットカードによる立替決済等の禁止」を明文化し、地方自治法の規定を厳格に遵守するよう、浜田市長及び浜田市議会事務局長等に対して制度改善及び指導の徹底を勧告することを求める。

4 監査委員の判断

(1) 主文

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、却下する。

(2) 理由

法第 242 条第 1 項では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為又は怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。

(請求事項 ア)

本件請求において請求人は、過去の行政視察の手配や物品調達等において、職員個人のクレジットカード等を利用した公費の立替払いや決済が常態化していなかったか、その運用実態を網羅的に調査することを請求している。

まず、職員個人のクレジットカードの利用の可否については、浜田市職員等の旅費に関する条例第 25 条で準用する「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下、「旅費法」という）」、同施行令、省令、及び運用方針に基づき作成された「国家公務員等の旅費制度よくあるご質問（令和 8 年 3 月 ver.1-2）」の中に、次のように質疑応答の記述がある。

VI 旅費の請求手続

1「その支払を証明するに足る資料」には、具体的にどのような資料が該当するのでしょうか。

A. 領収書やレシートのほか、予約画面とクレジットカード明細のスクリーンショットなど、交通手段等の利用及びその支払いが客観的に確認できる資料が該当します。

この記述に「旅費」と記載されていることから、「旅費」は旅費法第3条の規定により旅行者本人に支給されるべきものであり、この場合のクレジットカードは旅行者本人のものであると解されることから、個人のクレジットカードによる決済が必ずしも禁止されているわけではないと考えられる。

次に、本件請求において請求人は、調査の結果、職員による個人カード決済によるポイント取得等の不当利得が確認された場合は、市への返還を求めるなど適切な措置を講ずるよう勧告することを求めている。

職員個人のクレジットカード決済により取得したポイントの扱いについては、浜田市職員等の旅費に関する条例、条例施行規則に規定はない。請求人は、旅費の支払いによって生じた公費による取得ポイントが不当利得に当たると主張するが、クレジットカード決済により取得したポイントを市に精算（戻入）する定めが措置請求日時点で浜田市の規定に存在しないため、不適切とまでは言えない。

次に、職員個人のクレジットカード等を利用した公費の立替払いや決済が常態化していなかったか運用実態を網羅的に調査することについてであるが、最高裁判所判決において、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し」（最高裁平成2年6月5日判決）と判示され、請求人自らの摘示を求めている。よって、監査委員によ

る運用実態の網羅的調査は、請求人自らの摘示を妨げるものとなるため、実施しないこととする。

(請求事項 イ)

本件請求において請求人は、今後、市全体における旅費精算や物品調達の手続きにおいて、事後のつじつま合わせを許さない適正な決裁・委任手続きの徹底と、公私混同を招く「職員個人のクレジットカードによる立替決済等の禁止」を明文化し、地方自治法の規定を厳格に遵守するよう、浜田市長及び浜田市議会事務局長等に対して制度改善及び指導の徹底を勧告するよう求めている。

今回の事案の問題点は、旅行手配の手順と、旅行代金の決済方法に分けることができるが、いずれも職員が以前からの慣行に従い行ったものの、そもそも委員に対し職員による立替払いについて事前説明がないまま手続きを行ったプロセスに問題があるものである。また、公私混同を招く「職員個人のクレジットカードによる立替決済等の禁止」についての明文化、浜田市長及び浜田市議会事務局長等に対して制度改善及び指導の徹底も求めているが、クレジットカードポイントの取扱いに関する規定が存在しない以上、「財務会計上の違法若しくは不当な公金の支出」により損害が発生、又は発生する可能性がない。

よって、本件請求は請求人が主張する、法第 242 条に規定される「違法若しくは不当な公金の支出」に当たる事実がないことから、住民監査請求の要件を満たしておらず、不適法であると判断せざるを得ず、本件請求には理由がないと認められるので、法第 242 条第 5 項の規定により主文のとおり決定する。

なお、今回の事案の発生は、出張における旅行手配の手順、旅行代金に関する職員個人のクレジットカード決済の可否及び付与ポイントの取扱いについて明確なルールがないことに起因するた

め、市民から公私混同の疑念を持たれないためにも、市長においてはこれら取扱いについて検討されたい。